

コモンウェルス法域における株主代表訴訟の事前許可要件

京都先端科学大学教授 小野里 光広

【報告要旨】

カナダが制定法上の株主代表訴訟を 1971 年に導入して以降、この制定法上の訴訟はコモンウェルス法域に広まった。しかし、当該訴訟追行が裁判所に認められるには一定の許可要件が存在するのが一般的である。本報告は、コモンウェルス法域における当該訴訟の事前許可要件を、当該訴訟が典型的にみられると思われるイギリス、カナダ、オーストラリア、シンガポールなどを中心に検討する。事前許可要件はこれら各国で多様であるが、比較的共通にみられる①原告が「誠実 (good faith)」に行為しているか否かの要件、②当該訴訟を許可することが「会社の最善の利益 (best interests of the company)」となるか否かの要件、③原告による「訴訟費用」負担の要件 (事前許可への影響)、を中心に検討する。株主代表訴訟においては、濫用的訴訟を排し、株主全体および会社の利益に合致する当該訴訟の制度設計が必要と指摘されるが、上記の検討を通じて、日本の当該訴訟における株主権の適切な行使に関する示唆を得たい。